

平成 30 年

新 城 市 教 育 委 員 会

11 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成30年11月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 11月22日(木) 午後2時30分から午後5時15分まで

2 場 所 本庁舎 4階 会議室4-3

3 出席委員

和田守功教育長 原田純一教育長職務代理者 川口保子委員 花田香織委員
安形茂樹委員 夏目みゆき委員 村松 弥委員

4 説明のため出席した職員

林教育部長
杉浦教育総務課長
安藤学校教育課長
湯浅生涯共育副課長
熊谷生涯共育課参事
村田生涯共育課参事
井口教育総務課副課長
白井指導主事
牧野千郷中学校校長
米山千郷小学校栄養教諭
竹内東郷西小学校養護教諭

5 書 記

佐藤教育総務課庶務係長

6 議事日程

開 会

日程第1 10月会議録の承認

日程第2 11月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 11月の行事・出来事

日程第3 協議事項

- (1) 給食アレルギー対応について(学校教育課)
- (2) 給食調理施設について(教育総務課)
- (3) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(生涯共育課)

日程第4 報告事項

- (1) 12月定例会の概要について（教育部長）
- (2) 第13回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について（生涯共育課）

日程第5 その他

- (1) 平成31年新城市成人式について（生涯共育課）

閉会 午後5時15分

○職務代理者

皆さん、こんにちは。

11月の定例教育委員会会議を開催いたします。

日程第1 10月会議録の承認

○職務代理者

初めに、10月会議録の承認をお願いします。

日程第2 10月の新城教育

○職務代理者

では、日程第2、11月の新城教育。

最初に、教育長報告をお願いします。

○教育長

今日は二十四節気の中でも小雪ということで、大分冷え込んでまいりました。初霜も、つい昨日あったところであります。

今日の報告は、スポーツ、文化の秋ということでお話をしたいと思います。

10月、11月の土日は比較的天気にも恵まれまして、市内でもスポーツ、文化行事が目白押しで、多くの市民が参加し、実りある活動が展開されていたと思います。

文化面では、小学校の学習発表会、中学・高校の文化祭が行われました。小学校では、高学年による学区の歴史や、あるいは戦争の悲惨さを扱った劇などが多くの感動を呼んでおりました。中学校では、合唱コンクールの歌声が、本当に観客も、あるいは生徒同士の心にも強く響いていたと思います。

展示では、例えば鳳来中学校区におきましては、学区の全小学生、中学生の絵手紙が展示されておりました。ほかにも、どの中学校区におきましても学区の小学生の作品が展示されておりました。小中学校のつながりを強く見ることができました。

市民におきましては、新城音楽祭では、600名近くの出演者が楽器や歌唱を演じ、つくでの森の音楽祭では、チェルノブイリの原発事故を経験した被災者でもあるウクライナの歌姫、ナターシャの水晶の歌声、これに酔いしれました。それから、宗聖寺の茶室紅葉庵では、定実と茶人をしのび、静謐なひとときを過ごすことができました。

さらに、新城歌舞伎では、31回の歴史の積み重ねとともに、その中で子どもや若者の熱演が見られまして、観客の大きな拍手を浴びておりました。ささやかではありますが関係の皆様方の尽力で世代の継承もできつつあると思われました。

また、中学区の文化祭と並行して行われました学区公民館まつりにも、市民の手づくりの作品が会場狭しと展示されておりました。市民の技芸の高さが伝わってまいりました。スポーツと比べまして、文化活動は地味かもしれませんが、市民の心豊かな生活に大きく貢献していることは確かだと思えます。

スポーツ面におきましては、3年ぶりで、新城総合公園におきまして愛知県中学校駅伝大会が開催されました。とかく、新城で行うときは雨ばかりでしたので心配しておりましたが、今回は天気予報を覆しまして、冬晴れの空のもとで県下代表男女102チームが健脚を競い合いました。新城からも4千

ームが参加しまして、女子のほうでは新城中学校が26位、それから、千郷中学校が50位ということです。それから、男子のほうでは鳳来中学校が33位、千郷中学校が37位ということで、男女とも健闘いたしました。記録を見ますと、市内大会、東三大会、県大会と、どのチームもタイムを伸ばしてきておりますので、力をしっかり発揮して大会に臨んでいただけたと思います。ただ、終わった後、市民からのいい意味での叱咤激励の電話等もございまして、往年は山の中学生は東三大会や県大会等でも制覇するような記録をつくっておりましたので、新城でやるならもっと頑張らんかということです。

豊橋市では、今回、青色のタータンのすばらしい陸上競技場ができましたけれども、新城の総合公園も、やはりタータン化されてくれば、インターチェンジもすぐそばにあるということで、もっと県民の方にも利用してもらえて活性化が図れるのではないかなと強く思います。

それから、個人的ですけれども、過日、私も東京に出かけまして、上野公園での東京都美術館でムンク展、それから国際子ども図書館で赤い鳥創刊100年展を見ました。本物のムンクの叫びを目の前にいたしまして、思わずポーズをとったわけなんですけれども、先の見えない現代において、あの叫びの姿に通じるものがあるなと感じました。

また、国際子ども図書館というのは、国立国会図書館の支部図書館ということで、平成12年に設立されたということで、私も初めて訪れたわけなんですけれども、ちょうど、赤い鳥、鈴木三重吉、日本の児童文学の草分けなんですけれども、その鈴木三重吉にかかわる坪田譲治とか芥川龍之介とか新美南吉とか、日本の児童文学史上の作家と作品が実に事細かに紹介されており、見ごたえのあるものでした。上野公園の坂道、西郷さんの横を下るときには、心がほかほかと豊かな気持ちになって帰ってまいりました。

いずれにいたしましても、スポーツ、文化活動といいますと目に見える成果、費用対効果のあらわれるものは少ないわけなんですけれども、市民の心身の健康とか心の豊かさ、何より、新城市民としてのアイデンティティの足場をつくるためには不可欠なものだと感じます。市の教育委員会としてもこうした活動を大切に見守り、支援できることはしっかり支援し、サポートしていきたいと思っております。

それから、2点目といたしましては、中学、高校の周年行事がございました。11月3日に八名中学校で70周年記念式典が開催されました。八名中学校では、以前からランニングコースがあったのですが、これをリニューアルして70周年記念のしるしとしたわけなんです。私も、行ってすぐそこを走りまして、走ったのか歩いたのかと問われましたけれども、小走りでちゃんと走り切りました。450メートルということですが、これもやはり子どもたちの足腰を鍛える、心肺能力を高めるという上で、しっかりと今後も活用されていくことを期待します。

また、11月17日には、作手校舎の創立120周年記念式典が行われました。現在、高校生の人数は1年生が24人、2年生が36人、3年生が25人ということなんですけれども、この120年をひもといてみますと、やはり昔の学生数というのは少なかったと感じます。ただ、農業を中心に、地域の方々の熱い熱い支援が続けられてきて今があることを感じます。120年の歴史の中で、昨年の入学生が18名ということで20人を切っておりますので、今年もし20人を切るようなことがあると次からは募集しないこととなりますので、何となくこの校舎の火を、たいまつを灯し続けるべく、何とか市内で20人の入学生が出ることを切望している次第であります。

以上、2点です。

○職務代理者

何か御質問はありますか。

では、2番の11月の行事、出来事に移ります。

初めに、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

それでは、11月の行事、出来事につきまして御報告させていただきます。

1ページ目をごらんください。

11月15日木曜日、鳳来こども園の視察を行っております。これで、本年度予定をしました5つのこども園全ての視察が終わりました。来年度以降、順次回っていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

29日木曜日、総合教育会議がございますので、みなさんの御予定をお願いしたいと思います。

来月、12月ですが、20日木曜日に定例教育委員会議を予定しております。よろしくをお願いします。

教育総務課からは、以上です。

○職務代理者

はい。学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

5日、8日、12日の学校訪問がありまして、12日の学校訪問をもちまして本年度の学校訪問、全学校を終了しました。

20日には、市教育支援委員会がありました。

それから、教頭研修会、教務校務主任研修会が6日、21日にと2回行われました。

20日には、また、学校環境改善に係る青年教職員と教育長との懇談会が行われました。

土日ではありますが、先ほど教育長報告にありましたように、小学校では学習発表会、中学校では文化祭がありました。

17日には、県中学校駅伝大会が新城にて行われました。

来月でありますけれども、21日が2学期の終業式になります。

土日、8日に数楽チャレンジ、あすなろ文化祭、15日には第2回目の小学校駅伝大会を予定しています。

以上です。

○職務代理者

では、生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

生涯共育課から御報告申し上げます。

まず初めに、共育系の行事につきまして報告いたします。

左側、平日の欄でございますが、12日に「第4回生涯学習推進懇談会」を本庁会議室において開催し、共育推進計画案の検討を行いました。今回で今年度の懇談会は終了となります。なお、計画案につきましては、修正作業ののち1月の教育委員会会議において協議をお願いする予定でございます。

13日に、県の主催で、「新城設楽地区拡大家庭教育推進運営協議会」が開催されました。奥三河の4市町村の家庭教育担当部署及び関係団体の代表者による、家庭教育を取り巻く状況についての話し合いを行いました。

本日になりますが、「東三河社会教育・公民館連合同研修会」が、豊川市において開催されております。事例発表などが行われ、東三河の各市町村から各委員さんや担当職員が出席いたしております。本市からも、社会教育委員と生涯学習推進員合わせて11名と課長以下職員が出席いたしております。

右側の欄に行きまして、18日に、市子連主催の「チャレンジまつり」及び市P連主催の「作って遊ぼう」が青年の家において同時に開催されました。参加は、子ども会への加入者に限らず、全市に呼びかけをいたしまして、672名のお子さんたちが参加されました。17カ所でブースを設け、ゲームや工作等を楽しんでいただきました。

続きまして、文化系の行事について報告いたします。

右側の土日祝日の欄で、11日に「第44回新城音楽祭」が文化会館で開催され、延べ1,130名の御来場者がありました。

18日に、先ほど教育長の報告でございましたように、「第31回新城歌舞伎」を新城文化会館で開催いたしまして、490名の方にお越しいただきました。

同じく18日、9月に予定しておりましたけれども延期されました、「つくでの森音楽祭」をリフレッシュセンターにおいて開催し、96名の方に御来場いただきました。

来月の主な行事といたしましては、22日にチラシをお配りいたしましたが、「ほんわかシアター・ブレイメンの音楽隊」が、文化会館の展示室において開催予定でございます。

続きまして、資料館・保存館の報告をいたします。

資料館では、今月25日まで「新城城」展を開催いたしております。

9日には、第2回目の長篠城跡保存活用計画策定委員会を本庁会議室において開催いたしました。長篠城跡の本質的な価値について検討し、共通理解を深めることといたしました。今後、具体的な計画の内容について踏み込んでいく予定であります。

右側に移りまして、11日に、「愛知県史跡めぐりラリー」が馬防柵周辺で行われました。

同じ日に、JRさわやかウォーキングが開催され、コースは長篠城駅をスタートし、保存館、もっくる、資料館、馬防柵、設楽原パーキング、を経まして、ゴールが新城駅となりますが、JRによりまして1,778名の方の御参加がありました。保存館、資料館、馬防柵へもたくさんの方がお越しいただき、当日の入館者数は、ウォーキング以外の方も含めまして保存館が467名、資料館が602名ございました。

17日には、長篠城史跡保存館の歴史講座第4回目を開発センターで開催し、124名の方に御受講いただきました。

今週末の24日には2件のイベントがございまして、そちらのほうに出展をいたします。1つが、名古屋城で開催される城郭サミット、もう一つが東京六本木で開催されますエロチック東三河になります。それぞれ、長篠城跡や設楽原、観光のPR、甲冑の試着体験、物販などを予定しております。

来月の予定でございますが、右の欄でございます8日、保存館の歴史講座、現地見学会がございません。神奈川県の小田原城を訪れる予定でございます。

22日から24日の3日間にわたり、横浜のパシフィコ横浜でお城EXPO2018が開催され、愛知県にあります5つの城とともに長篠城、古宮城も初出展をいたします。

以上です。

○生涯共育課参事（スポーツ）

それでは、スポーツ係から報告させていただきます。

11月の行事であります、平日ですが、2日金曜日に愛知スポレク東三河の第2回の実行委員会が開催されましたので、私が出席いたしました。

15日、16日の木、金の2日間ですが、第59回の全国スポーツ推進委員の研究協議会全国大会が鹿児島県で行われました。新城市のスポーツ推進委員協議会からは、会長と副会長2名の3名が参加、出席をいたしました。

28日水曜日には、愛知県体育施設研究協議会のほうへ私が出席する予定であります。

次に、土日、祭日、夜の関係ですが、2日金曜日に第51回の市民歩こう会の実行委員会を開催いたしました。

8日木曜日には、スポーツ推進委員会の総務委員会を開きました。

10日土曜日には、こどもすぽ一つくらぶ、11月につきましても鬼久保ふれあい広場で、グラウンドと、新しくできておりますフットサルコートで子どもたちに体験をしていただきました。

11日日曜日ですが、愛知駅伝の現地下見と試走ということで午前中、午後3時から選手壮行会ということで行わせていただきました。

19日月曜日であります、全国大会出場者入賞報告会ということで、空手で入賞された選手の市長報告を行いました。

来月の行事であります、土日、祭日、夜の関係ですが、1日土曜日になりますが、第13回の愛知県市町村対抗駅伝競走大会が、愛・地球博記念公園内で開催されます。

4日火曜日、スポーツ推進委員の定例会を予定しております。

7日金曜日には、新城マラソン実行委員会を予定しております。

8日土曜日には、こどもすぽ一つくらぶ、12月については鳳来中部小学校のほうで実施を予定しております。

スポーツ係からは、以上です。

○生涯共育課参事（図書館）

続きまして、図書館です。3ページをご覧ください。

11月9日まで、秋の読書週間に伴う特別貸出を実施いたしました。

11月30日まで、企画展示として「生誕100年いわさきちひろの世界」を開催しています。

来月の予定ですが、3日に図書館まつりの実行委員会を開催します。今年度の実績を踏まえて、来年度の方向性を検討していきます。

図書館からは以上です。

○生涯共育課参事（博物館）

引き続きまして、鳳来寺山自然科学博物館の行事について報告申し上げます。

平日の欄で、15日、16日に、「日本ジオパークネットワーク全国研修会」が福井県の勝山市で開催され、職員が参加いたしました。

土日、祝祭日の欄でございますが、11月3日から来年3月31日まで、特別展「東三河のジオサイト展」を開催しております。

4日には、野外学習会を開催いたしました。「秋の設楽原～里地・里山の植物」というテーマで開催いたしまして、32名の参加がございました。

10日には、ジオツアー「渥美半島先端部の地形と地質を訪ねて」というテーマで田原市を会場として開催いたしました。20名の参加がございました。

11日、ジオガイド認定講座を豊根村方面で開催し、19名の参加がございました。

17日と24日には、もみじまつりの行事といたしまして、「千の灯火」がございしますが、それにあわせて「ナイトミュージアム」を開催し、夜8時まで夜間開館を行う予定でおります。

表の記載には間に合いませんでしたけれども、本日22日、ジオガイド認定試験打ち合わせのために館長が伊豆のジオパークへ出かけております。

また、明日22日から23日にかけて鳳来寺で開催されますもみじまつりにあわせて、「ミュージアムフェスティバル」を開催いたします。

来月の主な予定ですが、1日、2日は「日本ジオパークネットワーク中部B研修」が伊豆で開催されますので、職員が参加してまいります。

2日は、ジオツアー「ピッチストーンとオパールの観察」を、鳳来寺と棚山周辺で開催いたします。

8日、16日、22日は、ジオガイド認定試験を行います。

9日は、博物館学術員全体会議を開催する予定でございます。

報告は以上でございます。

○職務代理者

ありがとうございました。

○教育長

1つ、追加いいですか。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○教育長

共育の関係なんです。昨日、東京で、日本PTAの創立70周年記念式典が行われました。皇太子殿下もご出席される中で、新城小学校のPTAが文部科学大臣賞ということで一番いい賞をいただきました。ぎょぎょランド等、日ごろのPTA活動が認められたものだと思います。新城小学校は二度目の受賞になります。

○職務代理者

では、質問等あったらお願いします。

○教育長

事務局が質問してはいけないんだけど。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○教育長

今、答えなくてもいいんだけど、市子連のチャレンジまつり、市子連、子ども会が中心に参加しているわけなのですが、開会式のときには大体300人ぐらいだったと思いますが、先ほど、672名の参加ということなので、開会式の後、どんどん大勢参加してきたのだと思います。確認したいのは、子ども会の数がどんどん減ってきている中で、一般参加、つまり、チャレンジまつりを子ども会と、PTAも今は共催で一緒になって共育活動としてやっているんだけど、一般参加の子どもたちの人数

が、この672人のうちどのぐらいあるかを、また確認してほしいなと思います。

それから、2つ目は、図書館のほう。生誕100年、いわさきちひろの世界、とてもすばらしい企画展をやっていたいただけるわけなんだけれども、岡野薫子さんの展示ケースのコーナーは常設展という展示というふうに考えていいわけですか。

○生涯共育課参事（図書館）

そうです、はい。

○教育長

それで、今後の方向性としてはどういうことを考えていますか。

○生涯共育課参事（図書館）

年2回程度ということでしたので、夏にラッコ関連をやりましたので、年度内にもう一つ、岡野先生と相談しながらということになりますけれども。

○教育長

予定としては3月末までにですか。

○生涯共育課参事（図書館）

次の予定としては。

○教育長

2月ぐらい。

○生涯共育課参事（図書館）

そうですね、はい。

○教育長

はい、よろしくお願いします。

○生涯共育課参事（図書館）

はい。

○職務代理者

あとはどうでしょう。いいですか。

日程第3 協議事項

○職務代理者

では、日程第3、協議事項に入ります。

給食アレルギー対応について、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

前回、現場での様子、それから日程等、もう少し詳しい情報をとということでしたので、後日、オブザーバーの方に来ていただきまして、それぞれの立場から給食アレルギー対応について報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

新城市食物アレルギー対応委員会の委員長の千郷中学校長と、それから、市教委担当指導主事、それから栄養教諭担当、養護教諭担当、ともに来ていますので、それぞれの立場からお話させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、校長からお話させていただきます。よろしくお願いいたします。

○千郷中学校長

では、お願いします。

本日の資料の中に、新城市食物アレルギー対応委員会会議概要があるかと思えます。それは、平成30年9月11日に行われた内容となっております。

まず、出席者ですが、口頭で申し上げます。新城保健所栄養士の太田さん、私、ここに今日来ております竹内養護教諭、米山栄養教諭、教育総務課の稲垣さん、学校教育課の白井指導主事、こども未来課の栄養士の鈴木さん、こども未来課指導保育士の庄田さん、それから、PTA代表として市P連の方に御出席をお願いしたわけですが、当日は御欠席でした。市P連会長の松井さん、副会長母親代表である田中さん、副会長である嶋田さんからは紙面で御意見をいただいております。そのことは、この資料の中に記載がございますので、後ほど御説明させていただきます。

まず、当日の資料として、学校教育課の白井指導主事から、文部科学省が平成27年3月に出したもので、「学校給食における食物アレルギー対応指針」の配付と説明がありました。これは、先回の教育委員会会議でも配られているということですが、お手元になれば、結構でございます。私のほうで内容だけ述べさせていただきます。

その中には、学校給食における食物アレルギー対応の考え方ということで、そのような学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わないということが、まず述べられております。そして、具体的にはどうなのかというと、完全除去対応が基本、安全性を確保するためには、給食調理や作業の単純化等の軽減が必須です。必要最小限の除去とします。個別対応はせず、事故防止の観点から原因食物の完全除去対応（二者択一）をすることを基本としますということが述べられております。

現在、三河で自校給食をしている西尾市、高浜市は、卵と乳のみの除去です。センター方式のところは、小麦が加わっているところもございます。というような説明がありました。

続いて、8月6日に豊橋市民病院小児科アレルギー専門の先生にお越しいただきまして、研修が行われました。そのときには、こういう話をいただきました。一人一人、アレルギー源を除去して除去食を提供するということが大事だが、除去食が充実すると子どもも保護者も不自由さを感じなくなり、治療したり病院にかかったりしなくても何とか生活ができてしまう。アレルギーを持つ子どもは、たとえ学校給食で除去してもらっても、どの場面でも除去してもらえ、し続けてもらえということはあるまいだろう。外食とか旅行とか、その子の人生を考えたときに、その子の楽しみを奪うことになるというお話があったそうであります。そうしたような資料を拝見しながら会議が進められたわけでございます。それが、先ほど資料2のほうに書いてあります会議概要でございます。

2の情報交換、(2) こども園の取り組みということですが、ここでは、現在、新城市のこども園では医師の診断のもと細かい対応を行っているということが述べられました。

次に、(3) 学校の取り組み①栄養教諭として、日々、保護者の要望は細くなり、より増えてきているというのが現状である。小麦粉について言うと、かき揚げの小麦粉を米粉に変えれば除去したということにならない。調理室で小麦粉をふるったとき、小麦粉が空気中に舞う。本来、個別対応をするということは別室（小麦粉が舞わない部屋）での調理、1人のためだけの揚げ油、その子用の鍋などが実現できて初めて個別対応ができていると言える。市で除去品目を統一していただけるとありがたい。

次に、②養護教諭の立場からは、東郷西小には重篤な児童もいる。現在、自分の仕事の内訳は、給食関係の仕事が7割、養護の仕事が3割である。他校で除去対応をしていると、なかなか断れない。ドーナツをつくるために小麦粉をふるっている横で、うどんの汁をつくっている。安心とは言えない。市での統一を願う。

(4) 保健所からですが、安全性を最優先するのがいい。文科省の指針に沿って行うのがいいのではないか。(5) 教育総務課からは、小麦粉が舞わないように別室を設けたり、囲いを建てたりということは無理だろう。この次のことは、御自身のお子さんアレルギーをお持ちだそうです。小学校に上がったとき、こども園と対応が変わっても、保護者としては仕方がないと思うとのことでした。

私がちょっと質問を試みたわけですが、豊川市とか豊橋市はセンター方式なので統一除去品目だと思うのだけど、こども園はどういう対応なのですかということです。そうしましたら、豊川市、豊橋市は、一人一人個別の対応をしている。しかし、小学校に上がる段階で保護者に御理解をいただいているということでもあります。ということを受けて、我々としては、卵と乳の除去で行ってはどうかということをお話ししました。

4ページには、(6) 自由協議ということで、先ほどの3名のPTAの方の御意見が書いてあります。一番最初が会長です。文科省の指針に合わせていくことに賛同します。一部の生徒が弁当持参になることも仕方がないことだと考えます。ただ、当事者を気遣うことをしっかりお願いしたいということです。

2番目、副会長です。統一の除去品目を決める方向でよいのではないのでしょうか。西尾市、高浜市と同じように卵、乳に賛成です。事故が起きるなどで学校給食が提供されなくなることのほうが困る。

同じく副会長、除去品目を統一することに賛同します。万が一事故が起きた時のリスクが大きいからです。

ということで、3人の方からは除去品目の統一に賛成の意見をいただいたというところでもあります。そうしたことが、我々の委員会で話し合った内容でございます。

以上です。

○学校教育課指導主事

続きまして、私のほうからは、除去食対応についての保護者との連絡体制についてお話しします。

昨年度までは、除去品目だけでなく、保護者への連絡や除去の確認についても各学校に任されていました。その点について、担当する養護教諭の中には経験の浅いものも多く、不安を抱えていました。今日お渡しした資料の5ページをごらんください。そこで、本年度当初に各学校に通知を出し、保護者への連絡体制を市で統一しました。

6ページにありますのが、今年6月の新城市の統一献立表になります。

現在、食物アレルギーの児童生徒の保護者に対しては、この献立表にも材料などを載せてあるわけですがけれども、この他に、全部の材料や調理方法を記した調理室手配表を全献立分渡して、チェックをしてもらっています。

7ページの手配表をごらんください。

これは、6月のうちの44番と記してあるスパゲッティの日の市の手配表になります。アレルギーは太字のゴシックにして、教員、保護者ともに見落としがないように表記してあります。調理の手順を示してあるのも、該当の保護者には好評であると伺っています。

続きまして、8ページの手配表をごらんください。

その手配表は、アジフライの日の手配表になっています。アジフライのように冷凍の加工品を調理室で揚げて提供する場合には、9ページのような成分表も一緒に保護者に渡して、アレルゲンをチェックしてもらっています。成分表は、全ての加工品について栄養教諭が一括管理サーバーに毎月入れて、各学校でそれを印刷して保護者に配布することができるようになっていきます。該当の保護者は、それら全てに目を通し、栄養教諭や養護教諭に自分の子どもに応じた要望などを書いたものを返しています。それを見て、各学校でできる限りの個々に対応した除去対応をしています。

以上が、現在の食物アレルギー該当の保護者への連絡体制になります。

今後、除去対応を市で対応して、除去品目についても市で統一したとしても、保護者との連絡体制は今までどおり行います。家庭と学校で連携を確実にとることで、事故を防ぎ、あわせてエビペン研修、シミュレーション研修は継続して行うことで、初発のアレルギーの発症の場合も、どの教職員も適切な対応ができるようにしていきます。

私からは以上です。

○千郷小学校栄養教諭

千郷小学校の栄養教諭です。お願いします。栄養教諭の立場から、現状についてお話をさせていただきます。

先ほどのアレルギー対応委員会での報告でもお話が一部ありましたが、現在、各校で除去対応の除去品目については任されていて、できる限り個別の対応をしているというのが現状です。

市の食物アレルギー対応の手引きには、個別に除去を対応しますとは書かれておりませんが、市としての統一基準の除去品目が決まっておられませんので、個別の対応をせざるを得ない状況です。

保護者の申し出がありますと、やはり、学校では市での除去品目が統一されていない場合は、こちらの子どもさんはだめ、こちらはできるというのはなかなか言えないところもあって、保護者の申し出に従って除去しているのが現状です。対象児童や生徒は年々ふえておりまして、保護者の要望も細かくなっております。

現在の新城市の給食室の状況を見ますと、アレルギー専用室がない学校がほとんどですので、小麦粉などを使用したときに、同じ調理室の中で除去をするという調理方法をとっていても、空気中に小麦粉が舞って混入してしまうということも考えられ、そこで事故が起こるのではないかと、対応の難しさを感じています。また、実際に調理を行う調理員も、誰もが神経を使って事故が起こらないように何重ものチェックをして調理を行っています。

11月の様子を見ますと、除去対応が必要な日が、給食実施回数20回のうち、千郷小学校では17回も除去が必要な日があります。日によっては複数の料理の中から複数の除去をするということも出てきています。

アレルギー専用の調理員が配置されていないこの現状では、多品目を対象にした除去は調理員の大きな負担となっており、なおかつ、それに伴って事故が起こるのではないかと心配しています。

市で除去品目を統一していただけると大変ありがたいと思っています。

以上です。

○東郷西小学校養護教諭

東郷西小学校の養護教諭です。座って失礼します。

東郷西小学校の学校給食における除去食対応の現状について、報告させていただきます。

当校の実態ですが、まず、全校児童290人、職員36人、合計食数326食、栄養士は不在です。養護教諭が物資を発注及びアレルギー除去食の対応をしております。調理師は、任期付1人、臨時が3人で対応しています。

除去食の対応児童は、全校で5人です。乳のみ1人、卵のみ1人、乳と卵が1人、乳と果物が1人、そして⑤番の乳、卵、小麦粉、バナナ、桃、パイナップル、ナッツ類、エビ、カニ、貝類不可が1人います。この子については、食物アレルギーの病型で言いますと即時型になります。アナフィラキシーがあります。エピペンは常に持っております。絶対に誤配や誤食はできないという覚悟でやっております。黒く変わっております5品目については、学校全体で除去をしております。この子の弟が、来年度本校に入学してまいります。

この子⑤の児童への除去食の対応の実態ですが、まず、(1) 無配膳のものは、牛乳、そしてヨーグルト等の乳製品、水筒のお茶を飲んでいきます。

2番、家から代替食を持参するものですが、麺類は全て自宅から持ってきております。種類については、そこに書いてあるとおりです。パン類も全て家から代替食を持参しています。それから、小麦粉を使用しているものの加工品もすべて持参しております。

(3)の学校で除去している食品と方法ですが、まず、卵類、鶏卵、ウズラなどの卵類、それから、2番、かまぼこ、ちくわなどの練り製品、3番のバター、チーズ類、4番、黄桃、パイナップルです。5番の米粉の揚げ物ですが、小麦粉が入っていない場合でも別に対応しています。別の小鍋に新しい油を入れて揚げています。これは保護者からの要望でして、例えば、揚げ油は大体2回使用して処分しておりますが、1回目に、例えば揚げ餃子を揚げると、餃子の小麦粉の成分が油に出てしまうので、その油では揚げてもらっては困るという保護者の要望から、必ず別の油を用意して別の鍋で揚げしております。6番の、カレー、シチューなどは、米粉のルーを使用して、別の鍋で調理、7番、ミートソース、和風みそ、普通は小麦粉でとろみをつけますが、別の鍋で片栗粉で調理をしております。8番、大豆の揚げ物ですが、衣に小麦粉と片栗粉の衣を使用する場合には、全て片栗粉にするなどの対応をしています。2番、5番、6番、7番、8番は、小麦粉を除去するために実施していることです。

4番ですが、除去食をつくる際に配慮していることとしまして、除去食をつくる際には、常に給食の調理室内に小麦粉、アレルゲンがあるという認識で作業をしております。ふるいにふるうと、やはり小麦粉は浮遊してしまうので、そういうものが落下するという認識、それから、エプロンについて、物が鍋肌について、おたまについて、またその鍋の中の料理に入ってしまう、給食に入ってしまうということ。それから、調理室の中で除去食と除去しない給食が同時につくられていますので、夏の暑いときに窓を開けておくと、風向きによっては入ってしまうという、そういった恐れがあるという認識で調理に当たっております。

3番の、日常の業務で不安に感じていることですが、(1) 除去食を希望する児童について、来年度は新たに3人が除去食を希望しております。全校で7人の除去食に対応することになりますが、年々人数がふえてきますので、事故発生の可能性が高くなるかと不安です。

それから、除去食の対応をする新1年生の子、先ほどの子の兄弟ですが、特に重篤です。その子よりも重篤です。新1年生の子の希望する除去食品は、前に示しました子の除去食品プラス大豆です。そうすると、みそ汁も飲むことはできません。しかし、親は除去食を希望しております。ですが、除

去食について専門的な立場で対応できる栄養士がいないので、どうしたらいいのか不安を抱えております。担当栄養士は、巡回指導時に30分程度調理指導をしていただいておりますが、それだけでは十分ではありません。

(2)の物理面においてですが、小麦粉を扱う場合、アレルギー専用のエリアや専用調理員がいないため、給食室内で浮遊する小麦粉が他の給食に入ってしまうかという不安があります。それから、フライヤーのふたを開けますと、狭いので、隣の釜の上部を覆ってしまいます。そういったときに、揚げ物の成分がその釜に入ってしまうかという不安があります。

(3)の人事面においてですが、専門的立場で調理員に調理指導のできる栄養士が常駐していません。また、除去食対応の児童にも的確な指導ができていないのではないかと不安があります。任期付調理員が不在になった場合、養護教諭が他の調理員に説明をしますが、除去食の対応をしてもらうんですけれども、3人の方はちょっとまだ自信がない様子です。それから、養護教諭が出張ですとかあるいは医療機関への緊急搬送で不在の場合もありますが、そういった場合には除去食の対応が十分とれず、事故発生の可能性が上がるのではないかと不安を抱えています。

4番の発注事務においてですが、手配表、給食リストと同じように考えてもらえればいいのかと思いますが、給食日誌に記載された食材料を一つ一つ全て本校にとって安全かどうかをチェックする必要があります。小麦粉使用がある場合には、献立の変更や代替食品、作業の工程確認をして、安全性について調理員や業者に問い合わせをするために、多くの時間を要します。給食材料を変更した場合には、アレルギー対応表を献立表等の変更をする必要もあります。

それから、業者によって、同じ食品でもアレルギーが入っている場合と入っていない場合があります。除去の判断に困ります。そこに書いてあります①のちくわやかまぼこなどは、小麦粉が入っている場合と入っていない場合があります。同じく2番、ドレッシングでの果物エキスの有無、3番、デザート類での乳、卵、小麦粉の有無、そういったものの除去の判断に困っております。

それから、食品は、時期によって栄養成分の変更の可能性があります。使用のたびに成分表を確認する必要があります。成分表に変更がある場合には、除去食対応の児童の家庭に再度成分表を送り直して、またその結果をまとめて調理室に連絡するなどの連絡業務に時間を要するという場合があります。保健業務に支障がある場合もあります。

それから、やはり誤配を防ぐために、全員が食べられるものを提供したいので、アレルギーを含まない食品を選択するのも時間を要します。そこに例が書いてあります。

最後ですが、調理工程においてですが、除去食のウズラ卵などを別の釜で下茹でをしておりますけれども、本来の作業工程だとか時間の配分を変更しなければなりません。その指示は、実際に調理員が行っておりますので、その調理員の負担が大変大きいということが困っていることです。

アレルギーのレベルにもよるかと思いますが、本校は重篤な例で栄養士が不在ということで、保護者と相談しながらやってきました。現在、このように複雑な対応をしております。来年度、さらに大豆をアレルギーとする重篤な子が1人ふえます。もうそろそろ限界にきているのではないかと感じています。

除去食対応が必要な子はどんどんふえていきますので、また重篤な子もふえてくると思いますので、市として、アレルギーを特定して対応するような基本ルールを示していただけると大変ありがたいです。

以上です。

○学校教育課長

ここからは、前回お願いしたように、アレルギー対応について乳、卵とし、それ以外の除去食は提供しないという方向で検討委員会から対応を進めたいと考えておりますが、お願いします。

○職務代理者

今、課長さんから話があったように、アレルギー対応は乳と卵だけにするというので、皆さんの御意見を伺いたいということですので、よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

○委員

私、全く認識不足で、食物アレルギー対応委員会が組織されていて、その対応が個別に細やかになされている状況がよくわかりました。その対応に大変御苦労されていることも、皆さんのご意見を聞いてよくわかりました。調理師の手配表だとか調理方法、成分表、こういったものを保護者に示して対応していただけるのは、労力的にも本当に大変だと思います。個別に対応することで、調理員さんの御苦労だけでなく、先ほどの養護教諭の意見の中で、給食にかかわる仕事の割合が7割と言われました。いかに御苦労され負担に感じてみえるか、その現場を一番よく知ってみえる方々の意見を伺うことができ、これは尊重すべきだし、すぐに対応すべきだと感じました。

以上です。

○職務代理者

できれば、委員さんの御意見をいただきたいのですけれども。

○委員

大変な作業量だなということが、よくわかりました。除去をして提供するというのではなくて、そのあたりを本人であったりとか保護者であったりとかというところに、お互いに共通理解ができるようにということを尽力されているのだなと思いました。

1つ思ったのは、やはりこういう重篤なアレルギーをお持ちのお子さんがいらっしゃる学校には、栄養教諭を配置したいですね。人が足りないということですよ。それだけ配置ができない。

○教育長

教員定数と同じように、栄養教諭の定数も決まっておりますので、市全体を見て配置を考えるという形でやっております。

センター方式になると、栄養教諭の人数が減る可能性が出てくるわけですが、それを天秤にかけて、どちらが現場にとって、子どもにとって大切かというところで判断していきたいと思っております。

○委員

状況は大変よくわかって、ありがとうございます。

1つ、アレルギー対応に対して保護者からの要望というふうな表現が出てきましたけれども、保護者の要望を、こちらに従ってというのが保護者の要望だと思うのだけれども、それはもう、お子さんにとっては要望ではなくて、命にかかわることなんですよ。この子たち、その御家庭にとって。なので、そういうものなんだというふうに、保護者の要望というよりは子どもにとっての切実な必要性というふうにして受けとめながら私たちも考えていきたいなと思っておりますので、そこの安全性をまず第一にということをおっしゃるので。

一方で、アレルギーの子どもはこれで増えていくということになると、除去食対応みたいなものというのが、ある意味、マイノリティーであることは確かなんですけれども、給食を食べられない子がどれだけ増えてくるんだということも一方では考えなければいけないなということを感じました。

結論に結びつかない話で申しわけないんですけども、私を感じたことです。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

済みません、考えがまとまっていないんですけども、今、お話を伺いまして、除去食をつくるということがこんなに大変なことだとは思いませんでした。いろいろな面で誤解をしていた面があったなということを反省しております。

あと、こども園では重篤な子どもさんにはどのように対応しているのかということ、心配だなというふうに思います。

○職務代理者

今のこと、誰かわかります。

はい、どうぞ。

○学校教育課指導主事

こども園は、先ほど校長が言いましたように、個々に、統一品目を決めずに、個々の対応、もっと細かい対応をしております。ですが、なので学校でもできるのではないと言われるかもしれないんですけども、私たちも知らなかったんですが、こども園と学校では規則で調理員の数の規定が違うということで、こども園は子どもの数が少ないところに大勢の調理員で今の調理を対応している、学校とはまた規定が違うということで、こども園はできているという話を伺いました。

○委員

済みません、人的な余裕があるから対応できるということですかね。

○学校教育課指導主事

はい、それもそうだと思いますが、こども未来課さんのほうはどういうふうに考えているのかはわからないんですけども、この会の中でも、こども未来課の栄養士さんも、やはり簡単で複雑でない対応が安全であるという認識は私たちも持っているので、学校が変わればこども園のほうも少しまた考えを変えていく、見方も変えていくということも必要だということもおっしゃってございました。

○職務代理者

ちょっと、学校教育課長に確認ですけども、これは小、中学校の給食であって、こども園の給食についても同じような対応をするということではないんですね、今回は。

○学校教育課長

はい。そこまでは言えないものですから。

○職務代理者

それから、養護教諭にお伺いするんですが、来年入学する特に重篤な子がいますよね。その子については、こども園のほうについては対応しているんですか。

○東郷西小学校養護教諭

対応しているものもありますが、代替食を、お弁当を持ってくるのも多いと聞いています。兄弟よ

りは多いと聞いております。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

今、養護教諭のお話を伺って、本当に御苦労されているなと思います。きっと親御さんも、子どもと、みんなと一緒に給食を食べたいと思う気持ちを伝えながらこれだけお願いしているのだと思いますので、本当に子どもさんのことをよく考えてくださると、本当にありがたいなと思います。

やはり、これからのことを考えれば、もう完璧なんてありえないということになってくると、もうこれ以上というのを、先生方やそれから調理員の方たちにお願ひするのはとても難しいと思えば、やはり決めてやっていくしかないのかなと思います。

豊橋市なんかの場合で、給食に関わってやったことがあるんですけども、実際、きょうは私は何も食べられないからといってお弁当を持ってきて広げて、いただきますといってみんなと一緒に食べていたというのが、もう日常的にそういうふうになっていましたので、特にそれが、一緒に食べられないからではなくて、この子は今はこれしか食べられないけれども、これからまた食べられるようになるかもしれないというのがみんなわかっていて、それで給食指導などが行われているので、そういうものが新城でも、これとこれしか今は給食の中では食べられないものなんだけれどもということで、だんだん皆さんに伝わっていけばそういうこともできるので、子どもたちが給食というものを、違う形で提供されたり、自分で持ってきたりすることもあったりするかもしれないけれども、やっていけるのではないかなと思うので、新城でも、やはり子どもに対してということになれば、一番、安全というものが第一なので、それを考えると、今、ここで2品目に限定して除去食としてやっていったらいいのではないかと、よく思いました。本当にありがとうございます。

○職務代理者

委員さん、何かありますか。

○委員

はい。詳細に、丁寧に説明をいただいて、ありがとうございます。各校の独自自校給食で対応をこれだけされるというのは、本当に大変なんだなということを改めて勉強させていただきました。

現状の、今、自校方式で給食をやっている間の対応としては、方針として出していただいた2品目のみの除去ということにするということは、これはやはりお互いの安全の意味でもいたし方がないのかなと、いたし方がないという表現をあえて僕は言ってしまうんですけども、できれば、やはり子を持つ親御さんとしては学校で給食のことをある程度、できるだけ配慮してもらったほうがそれはありがたいに決まっていますし、学校の人がつくった食事を食べられるという、みんなと同じという意識もやはりあるし、そういう意味ではそういう表現になってしまいます。済みません。

ただ、将来的に、今後給食の方式が、この後も話も出てきます、ある程度どういう形で集約化をされていくかと思っておりますけれども、その際には、例えば、今回に含められない小麦、あるいは、比較的数量があるエビ、カニ、甲殻類、これはどうやっても抗体、免疫がつかないので、大人になっても一生食べられないので、やはりこれも増えてきます。そういうことに対してまで、1品目、2品目、増やしてみようかという考え方を持っていていただくとありがたいかなと思います。

もう1点は、こういう方式になるのであれば、うちのほうは言うのをやめておこうという親が絶対

に出てきます。申告しないでおこう、食べさせてしまえ、少ししか症状が出ないからという、自分も今まで親御さんにそういう経験があるんですけども、という見方からすると、さっき指導主事がおっしゃった、誰にでも起こり得るという意識は常に持っていないと、アレルギーはどんなときにも、生まれて初めて、50歳にしてアナフィラキシーになる食物アレルギーの人もいますので、そういうこともひとつ大事ななと思いますけれども。

今回は、たくさん勉強させていただきましたが、そのように考えております。

○職務代理者

ありがとうございました。

○教育長

別のことでちょっと。

○職務代理者

今は、アレルギーのことで。どうぞ。

○教育長

現場の実情、声をしっかり届けていただきまして、ありがとうございました。

ここで1つ、私も新たに知ったことなだけけれども、東郷西小学校は、新城市の小学校で3番目に大きな学校なだけけれども、そこで、養護教諭が給食物資の発注をしているということ。今まで、本当に小規模校しかやっていないと思っていたんだけど、やっているんですね。

○東郷西小学校養護教諭

はい、ずっとやっています。

○教育長

そうすると、例えば、具体的に、7ページの材料を、メーカー名があるんだけど、こういったときに、概略でいいので、どのような発注の仕方をしているかをちょっと説明してもらえますか。

○東郷西小学校養護教諭

発注の仕方ですか。アジフライ。

○教育長

前日とか前々日に、電話で各所に電話するのですか。

○東郷西小学校養護教諭

1カ月分を、1カ月分の手配表がありますので、この発注先という欄があるんですけども、そのところに業者の頭文字を全部入れまして、どこに発注するかを決めます。それから、発注購入量を人数に合わせて決定します。それらを全て、業者別に、ソフトを使ってなんですけれども、パソコンで分別をしまして、その後に全体の量の調節をします。

○教育長

発注先って、幾つぐらいあるの。

○東郷西小学校養護教諭

現在、10カ所です。

○教育長

10カ所。

○東郷西小学校養護教諭

はい。

○教育長

それを、例えば市内の小学校でいうと、全部やっているわけですか。養護教諭が。

○学校教育課指導主事

全部ではなく、栄養教諭がない学校が、多分全て養護教諭がやっています。

○教育長

中学校でも。

○千郷小学校栄養教諭

私は千郷小と千郷中の分をやっていますので、ほとんどの栄養教諭が2校分とかを受け持っているほうが多いです。

○教育長

それ以外は養護教諭がやっているということね。計算して、それぞれ発注するということですね。

○千郷小学校栄養教諭

はい。

○委員

ちょっと、確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

発注業務も大変ですよ。これって、とりあえず聞く話だと、もううちでは給食の納品とかがなかなかできない状況にあるということで、納入をやめさせてほしいという事業者さんもちよこちょこ出始めているというようなことも伺っているんですけども、逆に、うちでどうしても継続してくださいというような話も、まだまだたくさんあるんでしょうか。その辺を。

○千郷小学校栄養教諭

そうですね、前任校の鳳来中学校ですけれども、近くの業者さんがやめていかれるときに、そのときにはJAさんをお願いをしたのですけれども、その後にはほかの業者さんからうちに声をかけてほしかったということがありましたので、納入をしたいと言われている業者さんも、多くはないですけれども、ございます。

○委員

仮に、その納入の幹事をしてくれるような事業所さんが出てきて、個別にそういうふうな、さらにそこから下に発注を、この学校はあなたのところから納入してみたいな形で、材料の発注の手配がどこかに委託できるとしたら、移管できるとしたら、だいぶ楽ですよ。そういう話じゃないですか。そんなことをやっても大変なものは大変ですか。

○千郷小学校栄養教諭

以前は学校ごとに幹事さんのお店があったことも多かったのですけれども、それで幹事さんのところが振り分けていただけるようなシステムが、残っている学校もあります。が、今はそういうボランティア的なお仕事になるということをしてくださるところは、現状では少なくなっています。

○委員

ありがとうございました。

○職務代理者

はい。では、学校教育課長さんのほうから提案があった、市全体の統一除去食として卵、乳にしたいということで、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○職務代理者

では、全員挙手ということですか。

それでは、後は、今現在除去食を行っている保護者の方へは、最終的に決定をした段階だけではなくて、PTAの会長さんからだったかね、当事者を気遣いながら、今現在こういう状況ですと、そういう形でよろしく願います。

○委員

済みません、例えば栄養士さんが作成した、新城市で統一献立というのが、できたんですか。

○千郷小学校栄養教諭

以前から統一の献立をつくっております。

○委員

それは、新城の児童生徒全員が同じものを同じ日に食べるということですか。

○千郷小学校栄養教諭

はい。それはそういうことではなくて、市の統一献立を給食回数分プラス2つぐらいつくっておきまして、なぜ同じ日に同じものでないかといいますと、主食の業者さんが、ごはんとパンと麺がありますが、特に麺の業者さんは家内工業でやってみえるところですので、同じ日に市内全部に納めることは無理だと言われておりますので、主食の日が地区ごとに決まっておりますので、それによって献立を組みかえて統一献立をつくりましますけれども、それは、例えば千郷小学校で11月1日にやったものが東郷西小学校では11月15日にやるとか、そういうふうな日にちが変わってきて使っているということで、その統一献立を曜日ごとに栄養教諭のほうで組んで担当校に渡すという形で実施しております。

○職務代理者

いいですか。では、ありがとうございました。

ちょっと、栄養教諭さん、残っててもらえますか。

指導主事さんも、残ってもらっていいですか。

○職務代理者

では、協議事項2、給食調理施設について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

それでは、先に郵送した資料とスライドで説明をさせていただきたいと思います。

先月の定例教育委員会会議で、口頭で御説明をさせていただきましたので、少しわかりづらかったところがあるかと思えます。今回、資料としてお送りしましたので、そちらの主な点などを説明させていただきます。

4ページをごらんください。

学校給食施設の集約について、今年度、集約をしていく検討の前提としまして、できるだけ早く集

約を進めるに当たっては新しく用地を取得するという時間的なことを考慮し、用地の取得はせずに今の現状の学校の用地の中で、敷地面積や配送時間を踏まえて、給食施設を建てることのできる場所から考えられる給食方式ということで検討を始めております。

表の①番が、各中学校区を単位とした共同調理方式、これが親子方式です。②番は、複数の中学校区を1つの単位にするような共同調理方式、いわゆるセンターです。

それぞれにメリットとデメリットがあります。デメリットについては、現状の自校調理方式に比べてどんなデメリットがあるかということになりますので、①も②も内容的には同じようなデメリットとして挙げてあります。

メリットですが、親子方式とセンター方式という言い方をしますけれども、①のメリットは、近隣の学校でのグループ化、近いところでのグループ化ですので、運ぶ配送距離も短く、給食が完了、仕上がってから実食までの時間が比較的管理しやすいというメリットがあります。②の複数の中学校区を単位とした場合のメリットとしましては、物資の発注を集約化ができますので、給食費が抑えられたり、将来の給食費の公金化が図りやすくなるというメリットがあります。そのほか、調理とか洗浄作業に大型、自動化機器が導入でき、合理化が図られるというところもメリットかなと思います。

これまでは、作手地区で先行実施しております親子方式を中心に、市内の各地区でも実施していこうと考えておりましたけれども、次の理由によりまして、複数の中学校区を単位とするような共同調理方式（市内2カ所のセンター）が、現状で考えられる現実的な方式案ではないかということで、考え方を修正したというところです。

一番大きな理由についてです。親になる学校の給食調理室で他校分の給食を調理して配送する場合、その給食調理室、共同調理場は、建築基準法上「工場」の扱いになりますので、学校敷地内での工場の建設ができませんので、共同調理場の敷地分を学校敷地から分筆して、明確に分割する必要があります。

しかし、給食調理室が校舎と同一、校舎の中に給食室が入っていたりとか、あるいは併設されているような小中学校では、校舎にくっついて給食室が建っておりますので、その建物の土地を分けるということが難しいです。学校敷地内を分筆して別の場所に、現在の学校給食衛生管理基準に合うような敷地面積の調理場を新たに建設する必要があります。

中学校区単位で見た場合に、現在のグラウンドとか先生方の駐車場とかを犠牲にせずに、それから給食を継続しながら今の学校敷地内に調理場を新しく建設することができそうな、核になる学校、親になる学校が少ないということがわかってきました。これが一番大きな理由になります。

真ん中の段落は、敷地に余裕のある学校がないこと、調理場を建てかえる場合、今はドライ方式で建設する必要がありますので、広い敷地が必要になること、全ての給食調理施設を整備していくには時間がかかってしまい、現在の調理員不足の問題や食材納入業者も不足しているという問題等への対応が遅れてしまうことなどの課題を挙げています。

下の段落、市政経営会議が8月10日に開催されておりますが、そのときには給食調理施設の集約はできる限り集約するという指示がありました。事務局としては、集約する範囲によって同じ中学校区内の学校が別々というのは支障がありますので、同じ中学校内の学校が別々のグループに分かれないようにし、かつ給食を運ぶ配送にかかる時間が仕上がりから2時間以内に喫食できることを考えて学校敷地内に核となる調理場を新しく建設することができる、そうした敷地のある学校を2校、八名中

と鳳来中あるいはその近隣から配送する方式案が適当ではないかということを考えてところです。

6ページ目は、市内の学校の給食方式のイメージです。3カ所、丸が大きく囲ってありますが、1カ所は作手小・中の現状実施しているところです。左側に8校と括弧書きで書いてありますが、8校を1つの塊とするグループで、八名中学校区、千郷中学校区、新城中学校区を1つのグループにする案です。八名中学校を核、親として、そこから配送車でそれぞれの小中学校へ配送します。イメージですので、それぞれの中学校に直接八名中学校から配送するというではありませんが、1カ所、2カ所寄って、また真ん中に戻ってくるという形になろうかと思えます。

右側の丸は、全部で9校あります。鳳来中学校を核とし、東郷中学校区と鳳来中学校区にそれぞれ配送していくという塊です。八名中学校のほうは、現在の食数ですと2,200食弱です。鳳来中学校のほうは1,600食弱ぐらいの規模になります。配送時間等を踏まえるとこのくらいが良いのではないかと思います。

7ページ目をごらんください。建設費の概算ですが、概算の概算というように捉えていただきたいと思えます。まだ細かなところが費用として出せない部分が幾つかありますので、本当に概算です。

A案としたもの、これが6ページの図を示したものになります。新城地区と鳳来地区の複数の中学校を1つの案としている共同調理方式です。新城地区に給食センターを建てるとしたら5億円ぐらいで食数が2,200食。最短で運用開始できる予定としては、平成34年9月からではないかと予定しています。その次に、鳳来地区の給食センターが4億円ぐらいで食数が1,600食。最終的に新城市内全地区の運用開始予定としては、平成37年9月から全ての施設で運用ができることになるのではないかと思います。

その下のB案は、各中学校区を単位とした親子方式の場合です。資料には新城中学校、八名中学校、東郷中学校と記載させていただきましたが、そこに核となる調理場を建設して、そこからそれぞれの中学校区内に配送するというパターンです。

頭に※印がつけてある新城中学校、千郷中学校、東郷中学校ですが、こちらについては、中学校区内で今の給食室のところではない学校用地内に新たに建設する場所がありませんので、建設用地の購入費は掲載していません。例えば新城中学校ですと、前のスライドをごらんいただけたらと思えますが、これは新城中学校を上から見た写真で、赤い四角で斜線が引いてある部分が、新城中学校区の規模の食数730食で必要になる敷地範囲の図です。

○教育総務課副課長

教育総務課の副課長です。よろしくお願ひします。

この赤くしてあるところが、おおよそ1,000食以下ぐらいの規模になると、建坪として200坪ぐらいと、それにプラスで、今、建ぺい率が60%以下というのがありますので、建ぺい率のことを加味していくと、おおよそこの赤くなったところの敷地が分筆が必要だということです。これは、あくまでも建物プラス食材の搬入、給食の搬出用のトラックとかの旋回用とかを含めると、多分もうこれでいっばいかなというところで、調理員さんたちの駐車場とかも一切確保できていないような面積になると思っていただければと思います。

ですので、敷地として最低限これだけ要る。あと、駐車場とか、当然、このところ、今、御存じだと思いますけれども先生たちの駐車場になっていますので、職員の駐車場も別で確保せざるを得なくなってくるという状況です。ここも、思い切って木造校舎をというような話になれば話は別かなと

思います。奥のほうへ伸ばしていくと、今度は道がどんどん狭くなっていきますので、給食の物資の搬入、搬出というのが少し厳しくなるというところで、ここが、場所としては、適地としてはこら辺しかないのかなということを見ると、ちょっと理にかなってなく、建設用地からは外したいなというのが事務局側の考えです。

新城小学校になると、旧の体育館を建て替えたことによって、旧の講堂がなくなった場所のところ適地になってくるのかなというところで、これだけなくなってしまうと、また駐車場棟の問題が出てくるかなと。今現在、こういうふうになっていますけれども、結局、従業員の駐車場だ何だと考えていくと、結局全部がなくなってしまって、来校者の駐車場とか職員の駐車場がまたゼロになって、確保を考えないといけなくなってくるという考えであります。

新城小学校、新城中学校につきましては、市街化区域の中でまたさらに住居系の区域ということで、工場が非常に建ちにくいという場所で、許可をとっていけば何とかなるということもあるんですけども、その許可がおりるかおりないかということも、明確に大丈夫ですという、審査に上げれば終わりますというものではないものですから、なかなか条件としては厳しいところになります。

千郷小、中なんですけれども、小学校は本当に建てられるところはございません。中学校のほうになりまして、北側の千郷東こども園の側の奥のところ、今現在は駐車場にしているところがこのあたりで、だったら入るかなと。見てもらうと、職員の駐車場、もしくは子どもの駐輪場等、かかっています。実際、一生懸命駐車場のところを確保していくと、本当にテニスコート分ぐらいをつぶすぐらいまでのところがほしいのではないかなというのが現状です。

そうしていくと、グラウンドが広いからそちらのほうへ駐車場を伸ばしていくのを考えるかもしれないですけども、実際は、200メートルのトラックを書いたりするともう意外と狭かったりするというところもありますので、正直ここも厳しいかなと思っております。

東郷中学校になると、グラウンドが狭くて、もう狭いねということで広げたにもかかわらずまたグラウンドをつぶしていく、そちらの西側のあたりだとグラウンドをいじめながらやっていかないといけない、その反対側のほうだとテニスコートは全部なくなって、テニスコートをどこに持っていくんだという状況になっていくのかなというのが現状なものですから、ここも適地ではないかなという判断をさせてもらいました。

○教育総務課長

資料に戻りますが、7ページに挙げさせていただいた建築工事費、備品の費用などを集計した数字ではありますけれども、あくまで概算です。先ほど申し上げた新たな建設用地の購入は含んでいないことや、受け入れ側の学校の改修費用も見込んでおられません。それぞれ、現場に合った改修が必要になってきますので、現段階ですと、そこまでは見込めない状況のため、出すことができる概算の費用ということになります。

右の列の配送車という部分ですが、配送車両が必要になってきますので、車の台数分の費用や配送用のコンテナ等についても概算費用を出しました。このぐらいの数が必要になるというところです。

職員数について参考に掲載しています。本来ならば、人件費も含めて掲載すべきところではあるかと思いますが、まだ業務委託にするとか直営でやっていくのかなど明確ではないため、現段階では単純に必要なであろう人数をここに挙げております。

それぞれの施設費のみの合計で、人件費を含まない合計を挙げさせていただいておりますが、これ

以上に費用がかかる部分がまだありますので、そのあたりは御承知おきいただけたらと思います。

8ページには、それぞれの学校の土地の用途区域、都市計画法上の市街化区域や調整区域という区分けを参考につけさせていただきました。また給食調理室の現状として、単独の建物なのか併設されている建物なのか、校舎の中に給食室が入っている同一の建物なのかということや、面積や構造、建築年時などを参考に掲載してあります。

主な点のみの説明になってしまいましたけれども、前回、口頭説明で少しわかりにくいところがあったと思いますので、今回は資料をつけ説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○職務代理人

要するに、センター方式でやりたいと、そういう提案ですよ。

ちょっと、ずっと続けるのはえらいので、一旦ここで休憩を5分ぐらいとりまして、その後、また質問などをやっていきたいと思います。5分間休憩ということで、お願いします。

○職務代理人

では、再開いたします。

御質問等があったら、お願いします。

どうぞ。

○委員

5ページの一番下のところですが、「市政経営会議等において、給食施設の集約についてはできる限り集約することなどを考えるよう指示されました」と記載してございます。市政経営会議というものは一体どういうものなのか、その点について教えていただきたいと思います。

○教育部長

市長、副市長、教育長、あと企画部長、総務部長からなる会議であります。

○教育長

あとは、企画政策課長と財政課長と行政課長。

○教育部長

そこで、市の主な計画等について協議をすると場であります。

○委員

全部の部長が出られるわけではない。

○教育部長

ではないです。

○委員

それで、その議題はどのように。例えば今回の場合、給食が議題に上がったと思うのですけれども、それはどのように、どなたが口火を切って協議したのですか。

○教育部長

その会議は、提案からこういう協議を諮りたいということで、その会議で市政経営会議のメンバーに諮ります。今回は、その給食について、今後の施設についてどういった対応がよろしいのかということで、教育委員会としてこういう考えがありますということを示して、先ほど言った市長以下のメ

ンバーで意見をいただいて、その方針に基づいて、また検討していくとです。

○委員

この指示があったのは8月10日ですか。

○教育総務課長

はい、そうです。

○委員

そうしますと、市のほうが、総合教育会議が多分8月30日くらいであったわけですが、教育委員会の考えというのか、それはどのように市政経営会議でおっしゃられたのでしょうか。教育委員会としてはこういう話がこのようにまとまっていますという、私どもの教育委員会の考えをお伝えいただいたのでしょうか。

○教育部長

その市政経営会議のときの内容ですかね。

○委員

はい。

○教育総務課長

8月10日の市政経営会議は、定例教育委員会会議の前なので、作手でやっている親子方式をほかの市内の学校にも実施をしていきたいという内容です。自校を続けるのか、一つの大きなセンターとしてセンター化にするのか、親子方式とするのか、ある程度のグループを幾つかつくる形にするのかというように、幾つかの選択肢がある中で、現状のまま続けていくにはいろいろな課題があるので、一気に大きいグループの共同調理場ではなくて、幾つかの学校が集まったような形で給食方式を考えたいという提案をしました。

○委員

それは、どなたがしてくださったのですか。

○教育部長

教育委員会教育総務課担当。

○委員

そのときにその話をしたけれども、できる限りもっと集約するよにということで、センター方式にしなさい、しなさいというか、指示があったというように考えてよろしいのでしょうか。

○教育総務課長

センター方式と親子方式という少し言葉の意味合い、ニュアンス、捉えた方が違うことになるかもしれませんが、一つの学校から一つの学校へ運ぶ、作手のような小から中へ運ぶ一対一の方式をいわゆる親子方式という言い方をし、一つの学校から2校、3校へ運んでいくのをセンターと呼ぶのかという話ですが、センターと親子の違いについては、あいまいな表現ではありますけれども、正確には共同調理場になります。そういう共同調理場をできる範囲で集約していくという意見があったということです。センター方式にするべきとか、親子方式はだめだということではありません。

○職務代理者

よろしいですか。

○委員

そのときに思うのは、やはり、例えば事務局としては、なるべく経費を節減したいという形で持っていきたいと思うのは当然だと思うのです。それで、例えば校長会としての結論を持っておられるようですけれども、校長会は校長会として、学校経営という面からこれからも給食を提供していきたい、あるいは働き方改革をしていきたいということから、学校経営の面から考えられる方式でやっていきたいと思われる立場。それから、私ども教育委員会のメンバーとしては、子どもファーストでやっていきたいという考え方、やはりそれぞれの立場があると思うのです。ですから、そのそれぞれの立場をどうすり合わせていくかという会になったと思うのです。そのために、市政経営会議というのは、やはり事務局の皆様にとっては大きな力になるところだと思いますので、どのように決められたのか、どういう話があったのかということをお聞きしたかったということでございます。

○職務代理者

どうぞ。

○委員

新城市は自校方式をずっと堅持してきて、教育委員会としては、今後はそれに近い親子方式でいこうという結論を一応出したわけですよ。しかしその後、校長会から出された要望について、私はとても重く捉えています。やはり現場で実態を一番切実に考えてみえる校長先生方から要望を出され、センター化を希望されているということは、非常に重いと思います。

その中で要望事項をもう1回、読み上げてみます。第一に挙げられているのは調理員不足で、実際に現場で調理員の方が休まれた場合にどう対応するかというと、各学校の教頭先生が調整をされているという実態を聞きました。この件は、以前は教育委員会が対応していただいたはずですが、今は、各学校で対応するという状況になっており、代理の方を頼むことがなかなか難しく、給食を中止した事例もあったと聞いています。

それから、2番目の調理場の老朽化については、新城小学校や新城中学校を見れば待たなしの状況であることが分かりますし、給食費の納入業者の確保の困難が3番目に挙がっています。その他、先ほどの食物アレルギーの件、給食費の未納の件、給食費の公会計化ということで要望を出されており、これらの問題点の解消のためにセンター化へ転換してほしいということです。こういった要望に沿って早急に何ができるかということだと思います。先ほど提案していただいた内容は具体的で、実際に建設を進める前提で検討した上での提案だと思いますので、将来を見据え早期に実施するためには、複数の中学校区を単位とした共同調理方式に舵を切っていく必要があるだろうなど、そのように自分は思っています。

具体的には、敷地の諸条件から鳳来中学校と八名中学校といわれておりますが、今後検討すべき点があるかと思いますが、基本的に舵を切らざるを得ないというのが私の意見です。

○職務代理者

どうぞ。

○委員

ありがとうございました。状況がよくわかって、そのように判断された根拠が明らかになりました。学校給食、今、ハマ弁でしたか、横浜だともいますが、お弁当方式で注文をとっていたり、いろいろなことがあるので。いろいろな選択肢もありますし、これだけ教育委員会が動いて、みんなでどのようにしようかというように動いていることは誠実にいろいろなことを考えているということを市民

の皆さんに御理解いただけて、伝わっていくといいなというように思います。

今、6ページのこの枠組みというのは案でしょうか。2時間で喫食することを考えて3か所でのようなことになると、これが恐らく予定なのだろうと思うのですが、今、話に出てきているやり方と、4か所にすることのメリットはないのかとか、そこまでいくと余計なことばかり増えてしまうとか、2時間の喫食というのは、ぎりぎり2時間なのかそれともおいしく食べていただけるとか、この間、温度が一定の温度を超えると食中毒が急に発生する率が上がるということを教えていただいたことがあるのですが、その辺のことは十分クリアできるという、そういう前提の御提案ということなのでしょうか。

○教育総務課長

まず現状の学校用地の中で、核になるセンターを建設する学校敷地があるところが、八名中学校と鳳来中学校、あるいは鳳来中学校の近くの市の用地です。鳳来地区については、まだはっきりしていませんが、比較的余裕のある敷地としてはその二つの学校です。それ以外の学校ですと、分筆をして学校用地を分けなければいけないという法律上の規制にかかってくるものですから、それをクリアするためには、八名中学校や鳳来中学校しかないのかなというところでは。

その二つを拠点に配送をするとしたら、衛生管理基準で2時間以内に喫食することがうたわれているので、それをクリアするための配送車を用意しなくてはならないこと、厨房機器はこういう厨房機器がないといけない、こういうフライヤーがないとだめじゃないかということが出てきます。今回、配送をする場合、時速40キロメートルで2トン車を想定し、一番遠い鳳来東小学校まで鳳来中学校から何分かかかるのか、途中、東陽小学校に寄って鳳来東小学校へも行けるのか、机上の想定ですが、車1台専用で鳳来東小学校に直接行くという形でないで2時間以内は少し厳しいかなとは思っておりますけれども、それができる車両を配備するという算定になっています。

○委員

浅慮かもしれませんが、こうなったら学校敷地の中にある必要とかはないですよね。そんなことはないですか。違いますか。

ただ、やはり八名中学校とかだったら、学校の敷地の一部を分筆してということですよ。どの中学校にしても、近接の市の土地でやるのか、もしくは鳳来中学校の中を分筆するかということだと思います。その分だけでも配送の費用が浮くことが大分大きいというそういうことなんでしょうか。

○教育総務課長

新たに土地を購入する場合の用地交渉、それにかかる費用や時間をかけるよりは、今ある市の土地で進めていったほうが早くスムーズに進められるだろうという考えです。

○職務代理人

いいですか。

あとは、どうでしょう。

○委員

質問です。2トン車の配送車は何食くらい積めるのですか。

○教育総務課長

これも概算、机上の計算になってしまいますが、以前シミュレーションをしていたものを参考にしています。四つのコンテナを載せて一杯になり、一つのコンテナに6クラス分載るコンテナがあるそ

うです。コンテナには種類があるのですが、4クラス分を載せるコンテナもあるようなのですけれども、最大で6クラス分のコンテナを四つ載せると2トン車がいっぱいになると考えています。

○委員

例えば八名中学校から千郷小中学校、八名小学校という、1,000食になりますよね。1回で行くとなると、なかなか難しいかな。おろしながら行くというと、配送時間がかかりますし、鳳来中学校から東郷東小学校、東郷中学校、東郷西小学校という順番で回ると考えると、この配送車が1台で済むのか、もう1台要るのかということになるかと思います。それは、後の検討でいいのですけれども。

○教育総務課長

A案のところ、新城センターの配送車2トンの下に600万円が3台と書いてありますが、八名中から3台のトラックがそれぞれの方向に出発するという想定です。1校行ったらまた戻ってきて、次の学校分を載せて再度出発するというような手法もあると思います。

○委員

そういう考え方なのですね。

○教育総務課長

千郷小、千郷中学校はクラス数が多いので、1回で千郷小中を同時には配送できません。

○委員

無理ですよ。そうすると、ピストンですね。

○教育総務課長

千郷小学校だけ先に配送し、戻ってきて千郷中学校とどこか別の小学校をセットにして次の便が出るような形です。センターを11時に発車したら、12時前にはそれぞれの学校にきちんと配送できる範囲をシミュレーションした場合に、車が何台要るのかということで算出しております。

○委員

ありがとうございます。その辺は、まだのところですので、また今後ということで。

○委員

よろしいでしょうか。

○職務代理者

はい。

○委員

済みません。ここにありましたように、グラウンドや駐車場等を犠牲にせずというのがありますが、例えは駐車場のことで考えますと、先生方の駐車場が学校の敷地内にある必要があるのかという話にもなると思うのです。市役所の皆さん方は少し離れたところに車を置かれて、少し歩いて市役所に来てお仕事をされているわけですし、学校の先生も少し離れた場所にそういうところがあって、そこを使って、あるいは学校の中では少し不便な場所へ置いて、そして仕事場へ向かうということも考えられるので、例えばの話ですけれども、駐車場がなくなるかもしれないけれどもというようには、私としては、駐車場は敷地内になくてもいいのではないかと考えたのです。ですから、ここについては、「ん」というように思いました。

それと、表でございますけれども、実を申しますと、なぜ私はこのセンター方式が嫌だと言うのかなと考えてみたのですが、余りに衝撃的だったということですね。今、各自校方式でやっていたのが

二つになるのかというのが、はっきり申し上げて衝撃でした。例えばの話ですけれども、東郷地区の東郷西小学校などを見ますと、時間的にも新城地区のほうがうんと近いわけですね。鳳来中学校から東郷西小学校まで運ぶよりも、新城の舟着小や庭野小学校とあるわけですが、そちらのグループに入ったほうがよほど近いのではないかと。そうすると、例えば三つのグループにしたらどうなのかとかいうように、委員もおっしゃいましたが、二つで決まりなのですかということをおもっています。

○職務代理者

あとは、どうですか。

いいですか。

それでは、私が質問したいのですけれども、今、ドライ方式でやっている黄柳川小学校や鳳来寺小学校も、やはり取り壊して②のセンター方式にする必要がある。そこは、どうですか。

○教育総務課長

鳳来寺小学校もドライ方式ではありません。鳳来北西部の小学校の統合の際に鳳来寺小学校を改修しましたが、ドライ方式として新築した作手小学校や黄柳川小学校とは少し違っておまして、改修したドライ方式になります。鳳来寺小学校について共同調理方式とした場合にも、受け入れ口としては給食室の部分になります。受け入れ口としてそこを残しますけれども、そこで給食をつくるという選択は外しても支障はなく、そうしたほうがいいのではないかとこの考えです。

黄柳川小学校については、新築でドライ方式として建てられましたけれども、鳳来地区を一つのグループとした場合に、黄柳川小学校だけを残し、1校のみ自校方式を続けるという形ではなく、共同調理方式に含めて検討するよう先ほどの市政経営会議の中ではありました。

○職務代理者

すぐもったいないような気がするのだけれども。8ページの給食調理室現況というところの建築年次を見ていただきたいと思うのだけれども、例えば新城小学校は昭和45年ですよね。それから、東郷東小学校も昭和49年。それから、新城中学校は昭和39年。鳳来中学校が昭和44年。これらは昭和30年代、40年代だから、かなり古いかなと思うのですけれども、RCでつくられたもの、50年くらい。副課長さん、これは50年でしたか。

○教育総務課副課長

そうですね。50年、60年。

○職務代理者

ですよ。だから、十分耐用年数はあるのではないかと。

私が一番問題にしているのは、まず新城小学校、新城中学校をどうするかということ。それから、調理員の数が足りないということなのだけれども、これはもう少し給与を上げれば応募者が多くなるのではないかとこの思っていますよ。現在、調理員の時間給は幾らですか。これは、誰に聞けば。

○教育部長

930円です。

○職務代理者

930円。

○教育部長

臨時の方。

○職務代理者

臨時の方ね。1時間当たりの報酬というのが、正規職員に比べると極めて低いですよ。

○教育部長

正規に比べると、そうですね。

○職務代理者

現在、世間で問題になっている同一賃金から言うと、かなり外れていると思うので、もう少しパートとか、そういう方の給与を上げたら調理員はかなり多くなるのではないかと思います。新城小学校、新城中学校の給食調理場をどのようにするかという問題から発展して、順次親子方式にしていったらいいのではないかと提案が当初あったのですが、どうせつくるなら思い切って二つくらいの核となる施設をつくってというように発展したと思うのだけれども、例えば給食室のまだ使えるようなものを使えなくなるようにして共同調理場をつくるほうが、市の経営にとって本当にいいのか。まだ当分使えるものはそのまま使って、まずだめなところだけ、とりあえず対応していく。そのために新城小学校と新城中学校をどのようにするかということについては、知恵を使わないといけないし、それから先ほどスライドで見たように、新城中学校の調理場も、こちらの木造のほうを何とかすれば、あそこでもできないことはないかなとも思う。

それから、調理員については、今言ったように930円の時間給で応募してくるという人は非常に少ないと思うので。しかも、重労働、過酷な労働で。これも少し上げるということはできないのですかね。これは、部長に聞けばいい。

○教育部長

予定は人事と話をするのですが、単価については、今のところ変える予定はないそうです。

高いか、安いということなのですが、このあたりでいろいろお店ができて、見たりしていますけれども、単価自体に違いはないのかなというようにも感じているところです。早朝に早く出るとプラス50円だよとかいう、遅いと1,000円になりますよというようなところはあるかと思いますが、単価自体は格差はないという感じはするのです。人事にも、そういう単価の話をするわけですから、今のところ予定はないというところと、臨時とか、その辺の取り扱い、対応、処遇的なものも、来年、再来年から変わるような話も。

○職務代理者

変わるということは、給与を上げるということですか。

○教育部長

ボーナスが出るとか、まだ余り細かいことはわからないのですが、そういった、待遇的にもボーナスを支給するような話が制度上あるようですので、そうすれば、来年、再来年からは多少そういった改善もされるというように思っております。

○職務代理者

調理員が休まれたときに代替の調理員が確保できなくて、給食を2日だったか、3日やめた学校があったということは聞いているのだけれども、そういうことは、やはり非常に大きな問題だと思うので、その辺の調理員をきちんと確保しておくというのは教育委員会の問題だと思うのです。

○教育部長

単価が安いので応募が、そういう募集をしても来られないとか、その辺はうちも人材確保の対応に

については考えなければいけない。単価だけではなくて、もう少し方法として何かないかなということ
を考えなければいけないかなとは思っております。

○職務代理者

夏はめちゃくちゃ暑い、冬は寒い、そういう中でかなり過酷な労働を強いられて、さらに時間が決
まっているので、この時間までにつくらないといけません。さらに、先ほどあったように除去食とか、
いろいろなことに配慮しながらやらなければいけないとなると、かなり厳しい労働条件でしたね。そ
れで930円というのは、すごく申しわけないなという感じもするので、その辺を改善すれば応募数がか
なりふえるのではないかと考えているのです。新城小学校、新城中学校の調理場を早急に
というのが発端だったようにも思うのですが、やはりこういう形で全部思い切ってばんとやってしま
ったほうが本当にいいのか、使えるだけは使っていったという方法もあると思うのだけれども、そこ
はどうなのですかね。

○教育総務課長

新城小学校、新城中学校の給食施設を建て直す場合、給食を継続しながら新しく建物を建てること
になるので、新たな敷地に別途建てるということになります。現状ではその用地が見当たりません。
それと、建築基準法上の工場扱いとなり、新城小学校、新城中学校は市街化区域で、工場を立地をす
るような区域ではありません。

○職務代理者

法律に違反する。

○教育総務課長

全国的に見れば事例はあるようなのですが、そうするにしても時間がかかってしまいます。それで
あれば、市全体を考える中で新城小学校、新城中学校については、配送を受ける側、配送される側と
捉えたほうが全体としては早期に進めることができるのではないかと考えています。

○職務代理者

そのところで本当にそうかなと思うことがあって、実は以前に、千郷小学校と千郷中学校は共同
調理方式でやっていた。栄養教諭さん、その辺のことはわかりますか。

○千郷小学校栄養教諭

済みません。

○職務代理者

すぐにはわからない。

○千郷小学校栄養教諭

はい。まだ私も勤めていなかったころに、昭和58年まで千郷小中学校を一緒にやっていたと話は聞
いたことがあります。

○職務代理者

昭和38年から昭和58年まで共同調理場として千郷中学校に配食していたということは事実としてあ
るのだけれども、そういうことがあるので、例えば新城中学校の敷地内に新しい給食調理場をつくっ
ている間、新城小学校から配食する。新城小学校に私が赴任したときの子どもの数は600人くらいいた。
今は、もう400人くらいですよ。だから、少くらい給食数をふやすことは何かできるのではないかと
いうように思うのだけれども、それは無理なのですか。

○教育総務課長

千郷小、千郷中の場合は、新城小、新城中学校と用途区域が違います。調整区域ということになります。新城小学校、新城中学校は市街化区域です。どちらにしましても、別の学校の給食をつくるということで工場の扱いになりますので、先ほど申し上げた分筆をして、学校用地とは分ける必要が出てきます。仮に新城小学校で新城中学校分の給食を賄おうとしますと、学校用地からは分筆をして、工場として分けて新城中学校分の給食もつくるという形にはなろうかと思えます。新しく工場としてつくりますので、平成9年に改正された衛生管理基準に沿うと、現状ではなくてドライ方式にする必要が出てきます。

○職務代理者

それは、わかります。新しくつくる場合はね。

○教育総務課長

現状そこを使っているものですから、新たに別の学校の給食もつくる調理場になる場合についても、ドライ方式にする必要があります。

○職務代理者

一気にこのようにやっしまえば、将来的に非常にいいということですね。

○教育総務課長

そうですね。

○委員

違う観点でいいですか。話が変わってしまうかもしれませんが、一旦つくと、昭和30年代や40年代の施設をまだ利用しているので、40年、50年使うことになるわけですね。ですから、その先を見通して、思い切って切りかえるなら、早く切りかえる。それでも、一番早く平成34年からのスタートになるということですね。私は、これをもっと前倒しできないのかなと思うくらいですが、方針転換というと、やや抵抗感があるかもしれませんが、将来を見据え、できるだけ早く決断すべきではないかと考えています。以上です。

○委員

済みません。

○職務代理者

どうぞ。

○委員

今までの話などを聞いていて、どこに一番重点を持っていくかというか、何を一番の優先順位として考えなければいけない視点なのかということ、ここで統一して、それに向かっては何かというのを決めなければいけないのかななんて思うのです。それぞれの立場で、それぞれの考えや思いがあるのは当然のことで、最終的にこれだけのものをつくらなければとか、校長会からこれだけの要望が出て、今の自校方式が大変だということがわかっている。でも、私たちは子どもにとって何が大切かと考えなければいけない。でも、そうやってやっていたら、いつまでたっても折り合いがつかないと思うので、何が一番の優先順位で考える視点かということだけ教えてもらえるといいと思います。場所なのか、本当にお金がないからなのか、人がいないということで、今、職務代理者からもう少し時給を上げたらなんて話があるのですけれども、本当にそれでいいのか、どこを一番の視点として考えて、

みんなで折り合いをつけなければいけないかということを財政側から教えてもらえるとありがたいです。

○職務代理者

課長さん、何か今のことでありますか。

○教育総務課長

事務局では財政面のことだけを考えたり、土地のことだけを考えているわけではないです。先ほど申し上げた市政経営会議でも、自校方式でないにしても、ある程度、集約をするような形で何とか進めていきたいという思いはありました。例えば中学校単位で集約するにしても、現実的なところを捉えて詳しく見ていくと、思いどおりにいかない現実が見えてきたということです。建てる土地の問題とか法律の関係、それ以外に調理員の人数不足とか食材を調達する納入業者が不足してくるなどいろいろな課題があるものですから、それを解消する手だてとしては、やはり少し先を見てセンター化を進めていったほうが良いのではないかとこのころです。

当初から給食は継続したいという考えが基本にはありますので、給食を今後も継続していくための手だてとしてどういった方法が一番ベターなのかということを考える中で、今回提示させていただいたものになったところです。

○委員

そうすると、これだからというところはやはり同じなのですね。何とかしたいが、人も少ない。やはり、ここで一つにしたほうが、今後のことも考えて。

○職務代理者

総合的に考えてという。

○委員

はい、そういうことです。

○職務代理者

給食を継続するというので総合的に考えて、この提案をしていただいた。

○委員

そうですね。

○職務代理者

委員は、どうですか。

○委員

皆さんの話を聞いていて、自分の意見がまとまり切らなくてすごく困ったなというのが正直なところです。いろいろなことを考えて判断するのですけれども、自分的には、やはり先ほどもお話にあった、調理してから2時間以内に喫食をするというのは、温度が下がってくることによる細菌発生、食中毒の予防という意味では、一つの大きな目安になる。今日、見せていただいた二つの大きなグループをこうやってずっと先ほどから眺めているのですけれども、結構ピストンをしたり、1か所ともう1か所、もちろん着いてすぐに食べられるわけではないし、ぎりぎりの数が、何しろ児童数、生徒数が少なくても面積が広い、移動距離が長い、時間の読めない部分もあるし、せめて最初の春のときの親子方式でもう1か所あったり、あれくらいにすると、時間的にもまだ少し余裕があるのかなと思ったりもします。

ただ、スケールメリット的には、将来的なことを考えると、一つの場所、調理センターで1,000食を切ってしまうという、スケールメリットが余りなくなって、結局人件費とか、そのようなメリットがなくなるから2か所なのかな。2時間以上は、やはりたっってほしくないよなと思いつながらお話を聞いています。やはり自校方式でつくる人が、子どもたちの顔が見える今のところ、やり方が維持できるのであれば、人件費もきちんと給食調理員を市の正規職員として雇って、雇用のいろいろな保障をしてあげれば一番いいのしょうけれども、それができない現状は、そういうことなのかなと。

○委員

今、委員がもう1か所とおっしゃったのですけれども、この二つ以外に、せめてもう1か所というように思いますね。

それで、お尋ねしたいのですけれども、新城中学校の古い木造校舎については、何か話をされたことがありますか。どうしようとか、ああしようとか。

○職務代理者

何か答えられますか。

○教育長

いや、まだ検討したことはないです。

○委員

そうですか。行く末を心配しております。

○教育長

そうですね。

○委員

こんなことを言っただけですが、あそこでしたら何とか、市街化区域で大変かもしれませんが、場所的には何とか確保できる可能性はあるのかなという気もしますが。

○職務代理者

どうぞ。

○教育長

市の職員の立場としては、市政経営会議という言葉が出てきていますが、教育委員会の立場としては、何を一番大事にしなければいけないかという、やはり現場の声だと思うのですよ。校長会からの要望は、全校長の総意として出て来ているわけですよ。

日付は10月になっていますけれども、口頭での要望は、その1か月以上前、2か月くらい前から、センター方式にしてくれという話が来ている。だから、校長会としては何としても今、給食にかかわる諸問題、いわゆる調理員の問題もあるし、集金の問題もあるし、アレルギーの問題もあるし、さまざまな問題があり過ぎると。これが今の、自校方式では解決できない。だから、センター方式にしてくれという形で要望を口頭で受け取りました。

そこで、口頭では不確かなので、きちんとした文書にしてくれということで、この要望書が出てきたわけです。今、私たちが教育委員会委員として考えていく、その考える足場は、やはり学校現場にあるべきです。現場の教職員、子どもにとって、一番円滑に安全に給食が実施できる方向性を検討すべきであると思うわけです。だから、今回の自校方式、親子方式、あるいはセンター方式についても、校長会は幾つという形は言っただけですが、もっと集約した形で要望してきていると思

うのですよ。そうした中で三つの方式という形で、今、事務局が考えたわけですが、このあたりが諸問題を解決する上では多方面の意見を取り入れたぎりぎりのところではないかなと思います。

それから、確かに新城中学校、新城小学校の一方でどうだろうかというのは、法律的な問題や敷地の問題があるわけですが、敷地にしても、先ほど事務局が提案したように、調理場の建坪のほか駐車場とか搬送車とか、いろいろなものを考えていくと、もう少し欲しいということがあるわけです。先ほど委員が言われた、駐車場を外へ出したらどうだという考えもあるのですが、教職員の車というのは半公用車で、家庭訪問をするとか、あるいは緊急に何かあったときでも、すぐに自分の車で行かざるを得ません。学校には公用車がないのです。仕方なく自分の車で行くというのが現実です。実際、学校の先生方は、不登校の子がいれば、すぐに家庭訪問をしたりということを日常的にやっているわけです。そうすると、離れた場所にあっては間に合わず、敷地内に駐車場を確保することも大切な要件になるのではないかと考えるわけです。

○職務代理人

では、時間も5時を過ぎてしまったので、一応ここで御意見がなければ、採決という形をとりたいと思います。よろしいですか。

それでは、事務局の提案の、先ほどのページで言いますと、4ページの②、複数の中学校区を単位とした合同調理方式に賛成の方は挙手を願います。

○委員

三つという数はないですか。

○職務代理人

いや、もう。

○委員

二つ。

○職務代理人

基本的に二つですよ。

○教育長

三つ。

○委員

作手を。

○職務代理人

それを入れれば三つだけでも。

賛成の方は挙手してください。

(賛成者挙手)

○職務代理人

1、2、3。

反対の方は手を挙げてください。

(反対者挙手)

○職務代理人

3対4です。

では、これは否決されました。

続いて、(3) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課参事

よろしくお願いいたします。9ページをごらんください。

今回、地元と協議が整いました一鍬田の公民館につきまして、地元区へ譲渡するために、新城中央公民館の分館としての位置づけを取りやめ、条例の別表から削除するものであります。

この条例は、条例の一部改正を12月の定例会市議会へ上程したいというように考えています。11ページの新旧対照表別記1をごらんください。

下に「旧」の表がございますが、この表から一鍬田公民館の項目を、上にごございます「新」の表のように削除するものであります。

以上、御協議をお願いいたします。

○職務代理者

何か御質問はありますか。

特にないようですので、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○職務代理者

では、可決されました。

日程第4 報告事項

(1) 12月定例会の概要について(教育部長)

(2) 第13回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について(生涯教育課)

上記について報告した。

日程第5 その他

(1) 平成31年新城市成人式について(生涯共育課)

(2) 共育川柳表彰式について(生涯共育課)

上記について報告した。

閉会 午後5時15分

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記